

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

1-1 各主体に期待される役割

■市民

- 性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、お互いの違いや多様性を認め合います。
- 地域の助け合いや支え合いの活動を進めます。
- 地域の課題を「我が事」として捉え、課題解決に向けてみんなで知恵を出し合います。

■地域（民生委員・児童委員）

- 見守りを必要とする人の情報を共有し、専門機関との連携を図りながら、地域の見守り活動を進めていきます。
- 地域福祉推進の重要な担い手として、活動していきます。

■地域（社会福祉法人）

- 地域生活課題の解決に向けて、社会福祉法人は地域における公益的取り組みを進めます。

■社会福祉協議会

- 地域づくりのための活動基盤を整備していきます。
- 世帯全体の複合化・複雑化した課題に対応していけるよう、相談・支援体制を強化していきます。
- 身近な圏域で、地域の課題を「丸ごと」受けとめる場づくりを進めます。
- 地域の社会福祉法人や福祉施設等と連携・協働して、地域福祉を進めます。

■市

- 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止めるよう、関係機関との連絡調整をしながら、総合的に相談・支援できる体制づくりを進めます。
- 地域福祉計画の内容を周知し、目指す姿を地域で共有します。そして、総合的に地域福祉を推進していきます。

2 計画の推進体制

市及び社会福祉協議会は、第3次計画を、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどで公表することにより、広く市民へ周知し、より多くの市民の協力が得られるように努め、地域住民、その他の団体や関係機関と一体となって推進していきます。

そのため、地域の代表者からなる「桐生市地域福祉計画・同活動計画推進委員会」を設置し、活動計画の進捗状況など総合的な協議や点検、評価を行います。

また、市の関係各課や社会福祉協議会の実務担当者からなる「桐生市地域福祉推進委員会作業部会」を設置し、計画の推進に関する具体的な協議や調整、点検、評価などを行っています。

